

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

令和4年2月16日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田中富久

長崎県後期高齢者医療広域連合条例第3号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年長崎県後期高齢者医療広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条中「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に、「100分の8.98」を「100分の9.03」に改める。

第11条中「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に、「4万7,200円」を「4万9,400円」に改める。

第12条中「64万円」を「66万円」に改める。

附則第3条及び附則第4条を削り、附則第5条を附則第3条とし、附則第6条から附則第8条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度までの保険料については、なお従前の例による。

3 新条例第10条及び第11条の規定は、令和4年度及び令和5年度の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。